



福岡県医第188号(地)
平成19年 4月27日

各 医 師 会 長 殿



福岡県医師会
会長 横倉 義武
(公印省略)

那珂川町乳幼児医療費支給制度の拡大分にかかる
初診料・往診料の無料化の実施について

福岡県乳幼児医療費支給制度では3歳未満までについては、初診料・往診料の自己負担分の無料化が平成19年1月から実施されております。

今般、那珂川町において、少子化対策や子育て支援及び保護者の経済的負担を軽減するため、4歳未満(拡大分)についても初診料・往診料の自己負担分の無料化を平成19年6月1日診療分から実施する旨、那珂川町より別紙のとおり通知がありましたので、会員各位への周知方よろしくお願い申し上げます。

つきましては、那珂川町の乳幼児医療対象者の4歳未満までの初診料・往診料の医療費は現物給付での対応となります。

なお、この制度の実施に伴い、重度心身障害者医療と母子医療の4歳未満の対象者につきましても、無料化となりますので併せて対応していただきますようお願い申し上げます。

※初診料・往診料の自己負担分の無料化

	現 行 制 度	改正後(那珂川町民)
対 象 者	3歳未満までの乳幼児医療	4歳未満までの乳幼児・重度心身障害者医療・母子医療
実 施 日	平成19年1月診療分から	平成19年6月診療分から
実施区分	外来・入院	外来・入院
実施方法	現物方式	現物方式(注1)

(注1) 入院分、重度心身障害者医療・母子医療分については現物方式としないため、一旦は初診料・往診料(3割分)を受領していただき、領収書の発行をお願いいたします。後で、那珂川町から保護者に支給(償還払い)されます。

◎ 初診料・往診料の自己負担分の無料化の実施による現行発行の医療証の内容の変更はなく、引き続き使用されます。

なお、新たな対象者につきましては、内容を変更したものが発行されます。



小郡三井医師会より

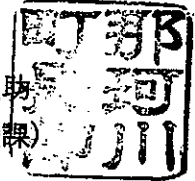
担当理事 友清 明

19 那子第 361 号

平成 19 年 4 月 23 日

福岡県医師会会長 様

那珂川町長 後藤 良助
(健康福祉部子育て支援課)



那珂川町乳幼児医療費支給制度の拡大分にかかる初診料・往診料
の無料化の実施について(依頼)

春暖の候、貴台におかれましては益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。また、本町の公費医療等の運営につきましては多大なるご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、福岡県乳幼児医療費支給制度では3歳未満までについては、初診料・往診料の自己負担分の無料化が平成19年1月から実施されております。

このたび、本町におきましては、少子化対策や子育て支援及び保護者の経済的負担を軽減するため、4歳未満(拡大分)につきましても初診料・往診料の自己負担分の無料化を平成19年6月1日診療分から実施することといたしました。

つきましては、那珂川町の乳幼児医療対象者の4歳未満までの初診料・往診料の医療費は現物給付で対応していただきますよう、よろしくお願いいたします。

なお、この制度の実施に伴い、重度心身者医療と母子医療の4歳未満の対象者につきましても、無料化となりますので併せて対応していただきますようお願いいたします。

※ 初診料・往診料の自己負担分の無料化

	現 行 制 度	改正後(那珂川町民)
対象者	3歳未満までの乳幼児医療	4歳未満までの乳幼児・重度心身障害者・母子医療
実施日	平成19年1月診療分から	平成19年6月診療分から
実施区分	外来・入院	外来・入院
実施方法	現物方式	現物方式 (注1)

(注1) 入院分、重度心身障害者医療・母子医療分については現物方式としないため、一旦は初診料・往診料(3割分)を受領していただき、領収書の発行をお願いいたします。後で、町から保護者に支給(償還払い)いたします。

◎ 初診料・往診料の自己負担分の無料化の実施による現在発行の医療証の内容の変更はなく、引き続き使用いたします。なお、新たな対象者については内容を変更したものを発行いたしますのでよろしくお取り計らいください。



《 お 知 ら せ 》

平成19年6月1日から
那珂川町の乳幼児医療費支給制度が拡充されます

☆初診料・往診料の本人負担の無料が4歳未満まで引き上げられます

現在の3歳未満の乳幼児に加え、4歳未満の乳幼児(4歳の誕生日の前日の属する月の末日までの間)に限り、「初診料・往診料の自己負担分相当額」の医療費については医療機関の窓口での支払が不要となります。

なお、入院時の食事代の本人負担及び医療保険の適用を受けない費用については、現行どおり本人負担となります。

対象となる3歳児

平成19年5月31日までは

初診料・往診料の
自己負担分3割分支払

⇒⇒⇒⇒⇒

平成19年6月1日からは

初診料・往診料の
自己負担分が無料

※ 次の場合は、初診料・往診料の自己負担分の3割を医療機関で支払し、後で町から支給する償還払いとなります。

- ① 入院したときの初診料
- ② 母子医療等医療で3歳児の初診料・往診料
- ③ 重度心身障害者医療で3歳児の初診料・往診料

◇ 医療機関で初診料・往診料の自己負担分の領収書をもらい、町に請求してください。

問い合わせ先

那珂川町健康福祉部子育て支援課

電話 953-2211